

書店における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
(令和4年12月12日改訂)
日本書店商業組合連合会

1. はじめに

- 日本書店商業組合連合会は、令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、専門家会議提言において示された感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例を踏まえつつ、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を参考に、具体的取組（①各店舗の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理、③買物エチケットに係る顧客への協力依頼・情報発信等）に関し、本ガイドラインを定めることといたします。
- 書店には不特定多数の人々が訪れることから、店頭において十分な感染拡大防止策を講じることが、従業員及び顧客の感染を防止し、事業の持続可能性を確保する上で極めて重要です。
- 本ガイドラインでは、事業者がそれぞれの業態、店舗の規模や立地などの実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示します。
- また、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項や買物エチケットに係る顧客への理解を得るための情報発信等に関し参考とすべき事項についても、併せて示します。
- 各事業者におかれましては、本ガイドラインを活用することにより、消費者への呼びかけを含め、書店における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。
- なお、例示されている参考とすべき各取組を行うかどうかについては、各企業においてそれぞれ判断すべきものであり、本ガイドラインは、業界全体として一律の対応を求めるものではありません。

2. 感染拡大予防に向けた具体的な取組

(1) 店舗における感染予防対策

書店には不特定多数の顧客が訪れることから、店舗の規模・立地条件や地域における感染拡大の状況などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」のいずれか一つでも避け、店舗における顧客及び従業員への感染拡大のリスクを下げるのが重要です。

具体的には、i) 身体的距離の確保、ii) マスクの正しい着用（品質の確かな、できれば不織布）、iii) 手洗いや手指消毒を基本的な感染防止策と捉え、店舗においては、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、店舗内の混雑緩和、店舗内施設の利用等に関する取組を行う必要があります。

このため、各事業者においては、店舗の実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、店舗における感染予防策の充実を図り、顧客や従業員の安全・安心を確保した上で事業を実施していくことが求められます。

① 身体的距離の確保

- ・ 店内外において対人距離を確保するため、店舗の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年4月20日版）」において、「濃厚接触者」は「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」とされたこと、専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2m（最低1m）空ける」とされたこと、内閣官房新型コロナ感染症対策推進室長「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年9月8日）」において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、大声を出さないイベント（会話は可）では、「人と人が触れ合わない距離での間隔」としていることも踏まえつつ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。）

- ✓ 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- ✓ とりわけ、レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

② 清掃・消毒

- ・ 従業員に対しこまめな手洗いや手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等により顧客の手指の消毒も励行する。
- ・ 店舗については、通常のコストに加え、店内の消毒等に関し、以下のような取組を行う。
 - ✓ 買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、顧客や従業員

が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

- ✓ トイレについて、共通のタオルの使用は行わない。なお、ハンドドライヤーを使用する場合には、手挿入部、ドレンタンク、排水路、フィルタなど、適切な方法で定期的に清掃・消毒を実施する。
- ✓ ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

③ 接触感染・飛沫感染の防止

- ・ 従業員と顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下のような取組を行う。

- ✓ 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行う。

(消防庁予防課「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について(情報提供)」(令和2年7月22日事務連絡)において、飛沫防止用シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用すること。」、「同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。」とされている。また、「比較的燃えにくい素材」として、「ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のもの」が挙げられている。これらを踏まえ、店舗の業態、規模などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。)

- ✓ 自動精算機・キャッシュレス決済の利用を促進する。
- ✓ 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗いや手指消毒を励行する。
- ✓ 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際には、感染予防の観点から、マスク等の正しい着用等による必要な感染予防の措置を徹底する。

(新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」においては、十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であるとともに、ウイルス捕集効率や着用場面等に応じて不織布マスク等を適切に着用するよう推奨している。また、厚生労働省HP「マスクの着用について」において、屋内のマスクの着用の考え方として、「他社と身体的距離がとれない場合や他者と距離がとれるものの会話を行う場合」はマスクの着用が推奨されている。)

④ 換気の徹底

- ・ 店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。(テナント事業者については、出店先の店舗・施設と連携して取り組む。)

(新型コロナウイルス厚生労働省対策本部において、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いかについて、推奨される換気の方法を取りまとめており、ビル管理法における空気環境の調整に適合していれば、必要換気量(一人あたり毎時30立方メートル)を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないとの見解が示されている。推奨される換気の方法としては、機械換気(空調設備、機械換気設備)による方法、窓の開放による方法などが推奨する措置として挙げられている。これらを踏まえ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。)

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的に開放すること(1時間に2回、1回5分以上)等により、室内の換気に努める。
- ✓ 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- ✓ また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター(1000ppm以下)の活用を検討する。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ✓ HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

⑤ 商品陳列等

- ・ 商品の陳列等の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会を削減するための以下のような取組を行う。
 - ✓ 書籍・雑誌等の立ち読みについて、自粛の呼び掛けや必要に応じてひもかけ・バンド等の使用を行う。

⑥ 店舗内混雑の緩和

- ・ 店舗の規模や立地条件などの実情に応じ、店内の人の密集を避けるための工夫として、以下のような取組を行う。
 - ✓ 混雑につながるような販売促進策を自粛する。
 - ✓ 事前の買物リスト作成等による滞留時間短縮を呼び掛ける。
 - ✓ 混雑時間帯に関する情報提供によりオフピークタイムでの来店を呼び掛ける。
 - ✓ 混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は入店者の分散化が図られる方法等を検討する。

⑦ 店舗内施設の利用等

- ・ 店舗内施設の利用等について、「三つの密」のいずれかを避けるための以下のような取組を行う。
 - ✓ 催事の実施又はアミューズメント施設及びサービス施設等の集客施設の使用については、各都道府県において示される対応に基づいて実施又は使用の可否を判断し、実施又は使用する場合においても、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等の適切な感染防止対策を講じる。

- ✓ 店舗内ないしは隣接する飲食店等における感染防止策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」等を参照してもらうこととし、書店店舗に対して対応を周知してもらう。

⑧ 店舗入店時の顧客に対する依頼

- ・ 顧客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げる観点から、掲示・アナウンスの実施などにより、顧客に対し以下のような事項を依頼する。（テナント事業者については、出店先の店舗・施設と連携して取り組む。）
 - ✓ 顧客の入店時及び店内においては常時マスクの適切な着用をするとともに、手洗いや手指消毒などの実施を依頼する。なお、病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分に配慮するとともに、適切な感染対策を講じる。
 - ✓ 顧客の入店時及び必要に応じ、手指の消毒の実施を依頼する。
 - ✓ 顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。

- #### ⑨ 感染拡大防止に資するシステムの活用 ・ 店舗が立地する地方自治体において独自に、感染者が発生した店舗を利用者に通知するためのシステムを導入している場合には、当該地方自治体におけるシステムの運用や、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じて活用を検討する。

（２）従業員の感染予防・健康管理

店舗の事業を実施するとともに、店舗における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

従業員の感染予防においては、一人ひとりが基本的な感染防止対策である、i) 身体的距離の確保、ii) マスクの着用、iii) 手洗いや手指消毒に取り組むことが重要です。また各事業者においては、従業員に対し、新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底を図ること、飛沫感染と接触感染の防止策を講じること、対人距離を確保すること、バックヤードや事務所等における対策を講じること、感染予防・健康管理のための指導を行うこと等に取り組むことが必要となります。

このため、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、従業員の健康と安全・安心の確保に努めることが求められます。また、とりわけ就労に対する不安や様々な事情（妊娠、高齢者介護等）を抱える従業員に対しては配慮が必要です。

- #### ① 新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底

- ・ 従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

- ・ 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗いや手指消毒を徹底する。消毒による手荒れ防止等のため手袋を使用する場合であっても、手袋を使用していない場合と同様に、手洗いや手指消毒による感染防止の取組が必要であることを周知する。

③ 対人距離の確保

- ・ 従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

(専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2m(最低1m)空ける」とされたこと、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和4年9月8日事務連絡)」において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、大声を出さないイベント(会話は可)では、「人と人が触れ合わない距離での間隔」としていることも踏まえるものとする。)

④ バックヤード・事務所等での対策

- ・ 従業員用の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、換気を徹底するとともに、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知する、スペースの追設や休憩時間をずらす、アクリル板を設置する等の工夫をするなどの「三つの密」のいずれも避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、感染予防の取組を適切に実施する。
- ・ 食事、着替え、喫煙等の際には適切な換気の下、対面の会話を避け、会話の際にはマスク着用や入室前後の手洗いを徹底することを周知する。

⑤ その他、感染予防・健康管理に関する指導等

- ・ 職場において、顧客対応に伴う精神的負荷も含め、従業員の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。
 - ✓ 咳エチケットを徹底する。
 - ✓ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状況を把握する。
 - ✓ 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機を徹底する。
 - ✓ 出勤時、トイレ使用后、売場への入場時等における手洗いを徹底する。
 - ✓ 通勤時には時差通勤など出来るだけ混雑を避ける方法を選択する。
 - ✓ 勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う。
 - ✓ 従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。

- ✓ 従業員がワクチン接種を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、勤務免除、休暇付与などにより、職場における環境を整備する。その際、ワクチン接種の重要性を鑑みて、希望者がワクチン接種を速やかに受けることができるよう、一層の配慮をすることが有益である。

- ・ 従業員入口において検温を実施し、発熱があった場合には入店を制限する。
- ・ 従業員の家族の健康状態について確認する。
- ・ 終業時間後における感染防止のための行動自粛を励行する。
- ・ 出勤後に発熱その他の感冒様症状が見られた場合には、抗原簡易キットにより検査を実施するなど職場検査の活用を図る。また、抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合には、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。抗原簡易キットでの検査結果が陰性であっても、偽陰性の可能性もあることから、必要に応じて医療機関を受診するよう促すとともに、感染拡大防止措置を継続して実施する。
- ・ なお、感染が確認された場合には、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意するとともに、感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・ また、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境などクラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
(抗原簡易キットの購入については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」(令和3年6月25日事務連絡)、「職場における積極的な検査の促進について」(令和3年8月13日事務連絡)において、「1 連携医療機関を定めること、2 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、3 国が承認した抗原簡易キットを用いること」が必要であることが推奨されている。これらを踏まえ、店舗の業態や規模などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。)
- ・ 従業員に対し、体調が優れない場合には出勤せず、自宅療養するよう徹底する。
- ・ 店舗・施設への出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する取組を促す。

(3) 買物エチケットに係る顧客への協力依頼・情報発信

買物の場における安全・安心を確保するためには、店舗及び従業員による適切な対応だけでなく、顧客の理解と協力が不可欠です。従業員と顧客が互いに協力しあって安全で安心な買物の場を作り上げていくという意識が大切です。

従業員だけでなく、顧客においても、一人ひとりが基本的な感染防止対策である、i) 身体的距離の確保、ii) マスクの着用、iii) 手洗いや手指消毒に取り組むほか、買物エチケットに対する理解が必要です。特に、「(1) 店舗における感染予防対策」「(2) 従業員の感染予防・健康管理」を状況に応じて緩和していくに当たっては、顧客の理解の促進を図ることはより重要となります。

このため、以下のように、一般消費者に対する協力依頼とわかりやすい情報発信に取り組むことが必要です。

① 対人距離の確保及び混雑緩和に係る理解促進

- ・ 対人距離の確保及び混雑緩和のため、以下の事項について、顧客に対し協力を依頼する。

(専門家会議提言の「新しい生活様式」において、対人距離の確保については「できるだけ2m（最低1m）空ける」とされたこと、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年9月8日事務連絡）」において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、大声を出さないイベント（会話は可）では、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」としていることも踏まえつつ、顧客の理解と協力を得ることに努める。)

- ✓ 店舗内等においては他の顧客及び従業員との一定の対人距離を確保すること。
- ✓ 精算を待つ際は間隔を空けて並ぶこと（複数人グループでの購入の場合にはできるだけ1人で精算すること）。
- ✓ 予め購入品の計画を立てて来店するなど店内滞在時間短縮化を心がけること。
- ✓ 来店回数の削減に努めること。
- ✓ 混雑時間帯を避けての来店に努めること。
- ✓ 従業員への問い合わせや他の顧客との会話で不要不急のものは出来るだけ控えること。

② 感染防止対策への理解促進

- ・ 感染拡大を防止する観点から、以下の事項について、顧客に対し協力を依頼する。

- ✓ 感冒様症状を呈している場合には、入店を自粛すること。
- ✓ 入店時にはマスクを着用すること。また、入店後に飲食等のためマスクを外す際には、使用中のマスクを適切に管理すること。なお、病気や障がい等でマスク着用が困難な顧客については、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮する。
- ✓ 消毒液が備え付けられている際には手指を消毒すること。
- ✓ 咳エチケットを徹底すること。

- ✓ 可能な限り購入しない品物への接触を避けること。
- ✓ 電子決済や自動精算機の利用により可能な限り従業員との接触を避けること。
- ✓ マイバックへの袋詰めは可能な限り顧客自身で実施すること。

③ サービスの内容変化に対する理解促進

- ・ 接客やサービスの内容変化に関する以下の点について、顧客に対し理解を求める。

- ✓ 感染予防（従業員の対人距離確保、飛沫対策等）の観点から、接客対応やサービス水準が従来とは異なるものとなり得ること。

3. おわりに

- 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて店舗営業を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
- 店舗における取組事例については、経済産業省、農林水産省及び消費者庁が公益財団法人流通経済研究所と連携し、好事例の収集・発信を行っています。最新の情報については、公益財団法人流通経済研究所のホームページをご参照ください。

（公益財団法人流通経済研究所ホームページ）

<https://distribute-dei-taisaku.jp/>

- なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

（以 上）